

Kブロード光電話フュージョンライン利用規約の変更について

変更後	変更前
<p>第1条（本規約における用語の定義）</p> <p>・文言修正</p> <p>本規約において、下記の用語の定義はそれぞれ次のとおりとします。</p> <p>（1）「契約者」とは、株式会社KCN京都（以下「当社」といいます。）との間で本サービス（第3条（本規約の適用）に定めます。）の利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している者をいいます。</p>	<p>第1条（本規約における用語の定義）</p> <p>本規約において、下記の用語の定義はそれぞれ次のとおりとします。</p> <p>（1）「加入者」とは、当社との間で本サービス（第3条に定めます。）の利用に関する契約（以下、「本契約」といいます。）を締結している者をいいます。</p>
<p>第2条（本規約の変更）</p> <p>・文言修正</p> <p>本規約は、契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。</p> <p>2. 当社は、本規約を変更することが出来るものとします。</p> <p>3. 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p>4. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスの利用を継続したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。</p>	<p>第2条（本規約の変更）</p> <p>本規約は、加入者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。</p> <p>2. 当社は、本規約を変更することが出来るものとします。</p> <p>3. 当社は前項による本規約の変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の1ヵ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。</p> <p>4. 変更後の本規約の効力発生日以降に加入者が本サービスの利用を継続したときは、加入者は、本規約の変更に同意したものとみなします。</p>
<p>第26条（料金等）</p> <p>・文言修正</p> <p>2. 契約者は、本契約が成立したときから、料金等を支払っていただきます。なお、契約者は、当社が料金等の収納業務を収納代行会社に委託する場合があることを承諾するものとします。</p>	<p>第26条（料金等）</p> <p>2. 加入者は、本契約が成立したときから、料金等を支払っていただきます。</p>
<p>第28条（料金等の支払方法）</p> <p>・文言修正および項追加</p> <p>料金等は、当社が定める期日までに当社所定の方法により契約者に支払っていただきます。</p> <p>2. 当社は、前項の規定による支払いが確認できない場合、当該契約者に対し、請求書を発行して当該料金等を請求します。この場合、請求書等発行手数料を別途請求します。</p>	<p>第28条（料金等の支払方法）</p> <p>料金等は、当社が定める期日までに当社所定の方法により加入者に支払っていただきます。</p>
<p>第29条（遅延損害金および督促通知）</p> <p>・文言修正および項追加</p> <p>料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息として、当社所定の方法により契約者に支払っていただきます。</p> <p>2. 当社は、契約者が料金等その他の債務（遅延損害金を除きます。）について、支払期日を経過しても支払いがない場</p>	<p>第29条（遅延利息）</p> <p>料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延利息として、当社所定の方法により加入者に支払っていただきます。</p>

変更後	変更前
<p>合、当社または料金回収会社が請求書の発行等により督促通知（料金等その他の債務の支払いを求める行為をいいます。）を行います。なお、請求書による支払いについては、第28条（料金等の支払方法）第2項の規定に準じます。</p>	
<p>附 則 ・文言修正 本規約は、2026年3月1日から実施します。</p>	<p>附 則 本規約は、2026年1月1日から実施します。</p>
<p>別表 【光電話サービス料金表】 （表1）月額利用料 ・注釈の文言修正 ※別途光電話アダプタ利用料330円、電話ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および通話料が必要です。 ・下段注釈に文言追加 ※表示金額は特に断りがない限り消費税込の価格です。 ※本約款に定めのない事項については、当社の定めるインターネット約款の規定を準用します。</p>	<p>別表 【光電話サービス料金表】 （表1）月額利用料 ※別途光電話アダプタ利用料330円、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料および通話料が必要です。 ※表示金額は特に断りがない限り消費税込の価格です。</p>